

松戸市総合教育会議運営要領新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
7 総合教育会議の会議録については、情報公開担当室で書面により公開すると共に、松戸市ホームページにより公開する。	7 総合教育会議の会議録については、 情報公開担当室 <u>文書管理課</u> で書面により公開すると共に、松戸市ホームページにより公開する。
8 総合教育会議の付議書については、別紙2のとおりとする。 (1) 付議予定がある所属は、事前に事務局に協議(任意書式)しなければならない。 (2) 付議書及び関係書類については、連絡調整会議の3日前までに25部を政策推進課に持ち込むものとする。	8 総合教育会議の付議書については、別紙2のとおりとする。 (1) 付議予定がある所属は、事前に事務局に協議(任意書式)しなければならない。 (2) 付議書及び関係書類については、連絡調整会議の3日前までに <u>25部</u> 必要部数を政策推進課に持ち込むものとする。